

2024年2月5日
関西3空港懇談会

関西3空港懇談会（幹事会） 報告

関西空港の容量拡張と神戸空港のあり方の実現に必要となる、新たな飛行経路案が国から示されたことを受け、2023年8月、大阪府・兵庫県・和歌山県（以下「3府県」という。）の共同により、学識経験者で構成する「新飛行経路案に係る環境検証委員会」が設置された。同委員会では、新たな飛行経路案について、客観的・科学的な見地から、環境面への影響など必要な検討が重ねられ、この度、別添のとおり「中間とりまとめ」が策定されたところであります、その内容について、3府県から本懇談会へ報告がなされた。

本懇談会としては、「中間とりまとめ」における提案に記載のとおり、地域における取組みを進めるとともに、国に対する要請を行うこととした。

○新飛行経路案に係る環境検証委員会「中間とりまとめ」の提案における地域の取組み及び国への要請

1 地域における取組みについて

3府県及び関西エアポート社、空港設置管理者、関西3空港懇談会など地域の関係者において適切な役割分担の下、「地元への真摯な対応」、「環境監視体制等の強化」、「空港と共生し、ともに発展する地域づくり」に取り組む。

2 国に対する要請について

国に対し、安全性の確保を大前提とした上で、空港と地域経済の発展に配慮しつつ、住民の生活環境への負担をできる限り軽減できるよう、次のとおり要請する。

(1)海上空港における基本理念の遵守

- ・「公害のない空港」として建設された関西空港、神戸空港の基本理念を引き続き遵守すること

(2)新飛行経路の運用時間の制限

- ・新しい飛行経路の運用は6時～23時の間とし、早朝の飛行経路の切り替えについては、引き続き、6時台の後半に切り替えるよう努力すること
- ・上記時間帯を除く深夜・早朝時間帯は、関西空港への出入りを明石海峡及び紀淡海峡に限定させる経路を用いること。なお、今後の運用にあたっては、安全性を確保する範囲において、深夜等における住民の生活環境へ配慮すること

(3)高度を引き上げる運用努力

- ・出発便、到着便とともに、安全性を確保する範囲において、住民の生活環境に配慮し、陸域上空の飛行高度が上がるよう運用を行うこと
- ・特に、関西空港到着便と交差する神戸出発便の一部において、3千フィートの陸域飛行が予想されることから、その頻度を可能な限り抑制するよう、高度を指定する地点を海上に設定するなど、運用上の工夫を行うこと

(4)環境監視体制等への参画と協力

- ・今後、地域側で検討、整備される環境監視体制等に対し、参画、協力すること

3 国・地域等に対して

国に対し、次のとおり要請するとともに、地域としても適切に対応する。

(1) 安全性の確保

- ・安全性の確保は、新しい飛行経路の運用のみならず、航空・空港分野における大前提であることから、改めて、万全の対策に取り組み、その徹底を図ること

(2) 想定外の事態への対応

- ・万一、実際の騒音値が予測を大幅に超え、将来的に環境基準に抵触する可能性が高いと考えられるなど、想定外の事態が生じた場合は、あらためて再検討を行うなど、必要な措置を講じること

以上